

令和2年度那須町奨学生追加募集要項

この制度は、教育の機会均等の趣旨に基づいて、経済的理由により修学できない者に学資を貸与して人材を育成し、あわせて本町教育の進展を期することを目的としています。

今回新型コロナウイルス感染症等により家計が急変した方を対象に、追加募集を以下のとおり受け付けます。

1 対 象

学校教育法の規定に基づく、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校に在学している方について、修学に要する学資その他の費用に充てるための資金を貸与します。

2 出願資格

- (1) 那須町に6ヶ月以上居住する者又はその被扶養者で、経済的理由により修学に要する学資その他の費用の支弁が困難であると認められること。
- (2) 学習意欲が高く、健康で、在学する学校又は卒業した学校の長の推薦を受けた方。
- (3) 本人の属する世帯の認定所得金額が、別表第1の収入基準額以下であること。

※ **認定所得金額**とは、本人の属する世帯全員の所得金額を合算した金額から別表3の特別控除額を差し引いた金額。ただし、世帯主以外の配偶者のいない兄弟姉妹の所得金額は除くものとする。

- (4) 成年で確実な保証能力があり、町税等の滞納がない連帯保証人を2名選任できること。

※ 父母または親族（以下「保護者」という）から1名、別世帯の者を1名ずつ選任。

- (5) 他の機関の奨学金等の貸与を受けていないこと。

3 貸与額等

- | | | |
|------------|---------------|---------|
| (1) 貸与月額 | 高等学校又は高等専門学校 | 15,000円 |
| | 短期大学、大学又は専修学校 | 30,000円 |
| (2) 採用予定人員 | 若干名 | |
| (3) 貸与期間 | 正規の最短修業年限 | |

4 返 還

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 利子 | 無利子 |
| (2) 卒業後の据置期間 | 1年 |
| (3) 返還期間 | 10年以内 |
| (4) 返還方法 | 年賦、半年賦、月賦による納付書均等払い |

5 提出書類（各1部）

(1) 奨学生願書（様式第1号）

(2) 奨学生推薦調書（様式第2号）

※ 奨学生推薦調書の「各教科の学習記録」欄の評定、履修単位数について、教科が合わない場合は、これに代わる学校の調査書又は成績証明書を別途添付。その場合、上記欄は記入不要。なお、奨学生推薦調書につきましては、在籍している学校又は卒業した学校に作成を依頼してください。

(3) 在学証明書（令和2年4月に在学している学校の在学証明書原本）

※ 提出期限までに間に合わない場合は、後日提出可とします。

(4) 世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄が記載されているもの）

(5) 同意書（家族の収入、資産状況及び町税等の納税状況を確認するため）

(6) 収入の減収前後が確認できる書類（給与明細など）

6 書類の提出先及び提出期限

(1) 提出先

〒329-3292 那須町大字寺子丙 3-13

那須町教育委員会事務局 学校教育課（那須町役場2階）

TEL：0287-72-6922

(2) 提出期限

令和2年7月31日（金）必着

土・日曜日、祝日を除く平日の午後8時30分から午後5時までに必要書類を添えて提出してください。郵送の場合は当日消印有効です。

※不明な点がありましたら、上記へお問い合わせください。

7 選考及び決定等

(1) 学業成績及び所得の状況を審査の上、選考委員会において決定します。

(2) 選考の結果は本人に通知します。（採用になった場合は、奨学金借用証書、誓約書等の提出が必要となります。）

《参考》

出願資格（3）中の「本人の属する世帯」について

本人の属する世帯とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする家族の世帯をいう。

世帯人員の認定は次による。

1 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とする。

2 次の場合は、同一の住居に居住していなくとも、同一世帯員とする。

(1) 父母又は父母に準じて家計を支えている者が、勤務地等の関係で別居しているとき。

(2) 就学又は病気療養のため一時的に別居しているとき。

(3) 別居の祖父母等を主に扶養しているとき。

(4) その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

別表第1 収入基準額表

世帯人数	(高等学校又は高等専門学校)	(短期大学、大学又は専修学校)
1人	1,030,000	2,860,000
2人	1,650,000	4,550,000
3人	1,900,000	5,270,000
4人	2,060,000	5,720,000
5人	2,210,000	6,170,000
6人	2,340,000	6,500,000
7人	2,460,000	6,770,000
7人を超える場合	1人増すごとに11万円を、世帯人数7人の収入基準額(246万円)に加算	1人増すごとに27万円を、世帯人数7人の収入基準額(677万円)に加算

別表2 給与所得者の所得計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者(収入金額が多い方)の収入金額には給与所得計算式(A)を適用し、従たる家計支持者(収入金額がすく少ない方)の収入金額には所得税法上の算定式(B)を適用します。

父母の一方のみが給与所得者の場合は(A)を適用します。

区分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者①	① \geq ②	(A)表を適用
家計支持者②		(B)表を適用

給与所得計算式 (A)

年間収入金額 (万円未満切捨て)	所得額 (万円未満切捨て)
267万円以下	0円
268万円以上400万円以下	収入金額 \times 0.8-214万円
401万円以上781万円以下	収入金額 \times 0.7-174万円
782万円以上	収入金額-408万円

(B)

年間収入金額 (万円未満切捨て)	所得額 (万円未満切捨て)
65万円以下	0円
66万円以上163万円以下	収入金額-65万円
164万円以上180万円以下	収入金額 \times 0.6
181万円以上360万円以下	収入金額 \times 0.7-18万円
361万円以上660万円以下	収入金額 \times 0.8-54万円
661万円以上1,000万円以下	収入金額 \times 0.9-120万円
1,001万円以上1,500万円以下	収入金額 \times 0.95-170万円
1,501万円以上	収入金額-245万円

※給与所得以外の所得額については、収入金額から必要経費を差し引いた金額となります。

別表第3

特別控除額表

控除の事由		特別控除額					
世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子世帯の場合	99万円					
	※児童・生徒・学生1人につき	小学校	31万円		中学校 46万円		
			区 分		自宅通学	自宅外通学	
		高等学校		国・公立	39万円	69万円	
				私 立	88万円	118万円	
		高等専門学校	国・公立	1～3年次	39万円	69万円	
				4・5年次	43万円	72万円	
			私 立	1～3年次	88万円	118万円	
				4・5年次	87万円	116万円	
		大 学		国・公立	74万円	121万円	
				私 立	133万円	180万円	
		専修学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円	
				私 立	88万円	118万円	
			専門課程	国・公立	36万円	81万円	
				私 立	102万円	147万円	
(3) 障がい者のいる世帯の場合	障がい者ひとりにつき			99万円			
(4) 長期療養者のいる世帯の場合	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額						
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯の場合	別居のため特別に支出している金額 ただし、71万円を限度とする						
(6) 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたり支出増または収入減になると認められる年間金額						
(7) 本人を対象とする控除	高等学校又は高等専門学校の場合			39万円			
	短期大学、大学又は専修学校の場合			74万円			

注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その控除額を併せて控除できます。

2 出願者本人の控除については(7)を適用し、(2)には含めません。